

○安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例

平成17年10月1日

条例第117号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての市民の人権の擁護を図り、もって差別のない明るく住みよい安曇野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、行政のすべての分野において必要な施策を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別撤廃と人権の擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さず人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めなければならない。

(調査研究等の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別撤廃と人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携し、推進体制の充実に努めなければならない。

(差別撤廃人権擁護審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。